

## 「労務管理研修会」のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

先の国会において「働き方改革」に関連し、労働基準法・労働安全衛生法・労働契約法等が改正されました。労働基準法では、労働時間法制が見直され「残業時間の上限規制」・「年次有給休暇」等について、また、労働安全衛生法においては産業医・産業保健機能の強化が図られ「産業医の活動環境の整備」・「健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱いルールの推進」等について改正されました。

さらに、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図るため、労働契約法・パートタイム労働法等が改正され「不合理な待遇差別をなくすための規定」が整備されました。

これらの改正は、平成31年4月1日から順次施行されることとなりました。

つきましては、これらの改正内容や厚生年金制度について、下記により標記研修会を開催することと致しましたので、労務管理担当者をはじめ関係者が受講されますようご案内致します。

### 記

1. 日 時 平成31年2月15日(金) 13:30~16:40(受付 13:10~)
2. 場 所 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム⑦(倉吉市駄経寺町212-5)
3. 研修事項
  - (1)「厚生年金制度について」  
(おさき社会保険労務士事務所 代表 尾崎宏之 氏)
  - (2)「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について」  
(鳥取労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官 長田光彦 氏)
  - (3)「労働基準法・労働安全衛生法等の改正内容等について」  
(倉吉労働基準監督署 監督・安衛課長 田中博行 氏)
4. 受講料 労働基準協会員 1人 4,000円(資料代、税込み)  
上 記 以 外 1人 5,000円(資料代、税込み)
5. 申込方法 別紙「受講申込書」に受講料を添えて2月8日(金)までに当協会に申込んで下さい。郵送又はFax(0858-22-9054)でも受け付けます。  
(受講料の口座振込の場合は 口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普)0207231  
名義人 (一般社団)鳥取県労働基準協会中部支部)
6. その他
  - (1) 当協会発行の「特別教育等受講者記録(受講証)」をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。
  - (2) 受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
  - (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、2月8日(金)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
  - (4) お問合せ・連絡先  
(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F  
(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部  
(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)

